

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年5月1日

■ 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和8年4月1日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、建設工事の施工と密接不可分であり、その業務に付帯して行われていると認められる場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象とならないと考えられる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

照会事例における行為は、建設工事に使用される製材を現場まで搬送し、クレーン付き車両を用いて揚重し、設計図書に基づき所定の位置へ据え付ける作業を含むものとされている。

本件揚重作業が、当該事業者自らが担う建設工事の施工の過程に包摂されていると認められる場合には、当該運送行為は建設工事の施工と密接不可分であり、その業務に付帯して行われていることから、名目の如何にかかわらず運送の対価としての有償性がない場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象とはならないと考えられる。

他方で、例えば、運送する者が、建設業者等からの依頼により製材の運送及び荷下ろしのみを請け負う場合等、当該運送行為が建設工事の施工の過程に包摂されない独立性を有するものであって、かつ、名目の如何にかかわらず運送の対価を得ている場合には、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する行為として、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。